

28公立香第259号  
平成29年2月13日

各所属所長 殿  
各市町等公立学校共済組合事務主管課長 殿

公立学校共済組合香川支部  
支部長 西原 義一  
(公印省略)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の一部改正等の施行について（通知）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）が公布され、改正法附則第2条により地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の一部が改正されました。

また、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成28年内閣府・総務省・文部科学省令第3号）及び地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第104号）が公布され、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）及び地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）が改正されました。

改正の概要は下記のとおりですので、貴所属組合員への周知方、よろしく申し上げます。

## 記

### 1 育児休業関係

育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に伴い、育児休業手当金の支給及び掛金免除の対象となる子について次の2点が追加となります。

- ① 特別養子縁組の監護期間中の子
- ② 養子縁組里親に委託されている子

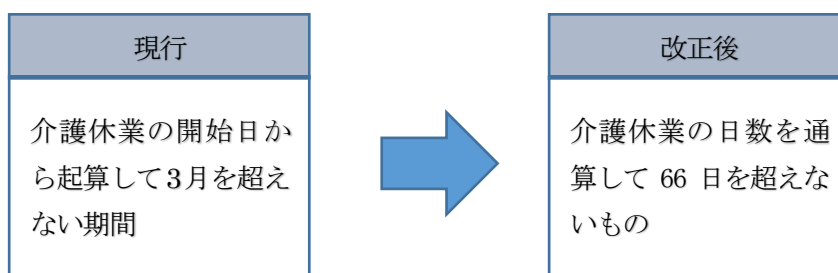
併せて、育児休業等終了時の標準報酬の改定等についても対象となる子の範囲に含めることとされました。

## 2 介護休業関係

### (1) 支給期間

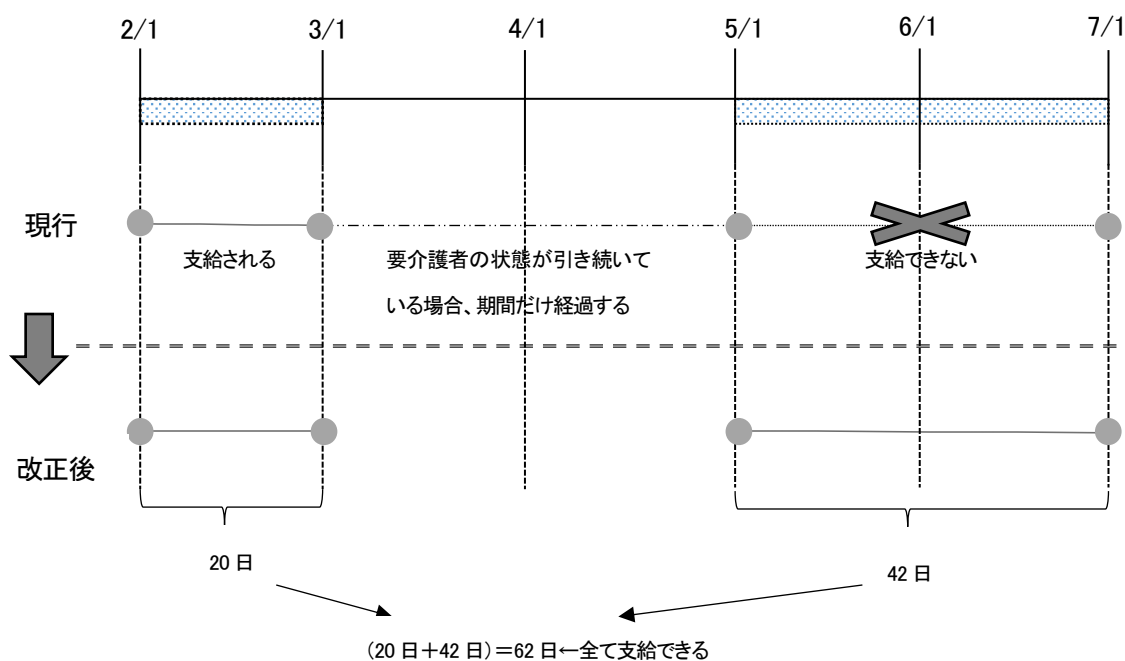
介護休業を分割して取得することができるようになることに伴い、介護休業手当金の支給期間について、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の日数を通算して66日を超えないものとなります。（【例】参照）

また、現行は、支給要件として、初めて介護休業の承認を受けるときに2週間以上の期間を一括して請求する必要がありましたが、改正後は、請求期間による制限はなくなります。



【例】1回目を平成29年2月1日～2月28日、2回目を平成29年5月1日～6月30日と取得した場合

※土日、祝日を除いた日が全て介護休暇を取得したとする。



(2) 要介護家族の要件

祖父母、孫、兄弟姉妹について、同居要件がなくなります。

(3) 給付上限相当額

平成28年8月1日以降に開始された介護休業手当金について、給付上限相当額が、同日に遡及して14,207円となります。

(4) 支給期間に係る経過措置

- ① 次の②以外の場合、施行期日前に開始された介護休業に係る介護休業手当金については、従来どおりです。
- ② 施行期日より前に開始した介護休業を開始した場合であって、施行期日において開始した日から起算して3月を越えていない場合（開始した日が10月2日以降の日の場合）に係る介護休業手当金については、66日から施行期日以前の介護休業の日数を除いた日数が支給日数となります。

3 様式等の変更

(1) 社会保障・税番号制度の導入にあたり、組合員（船員組合員）資格取得届書（以下「組合員資格取得届書」という。）及び被扶養者認定申告書の記載事項に個人番号を追加することとなったため、次の様式を変更します。

① 組合員資格取得届書

別紙1のとおり様式を変更します。

② 被扶養者認定申告書

別紙2のとおり様式を変更します。

(2) 上記2の改正により「介護休業手当金請求書」の様式を別紙3のとおり変更します。

(3) 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に伴い、退職等年金給付の「三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の特例」の申出の際の添付書類について、次の書類の添付を認めることとなります。

特別養子縁組の監護期間の子にある子及び養子縁組里親に委託されている要保護児童に係る申出を行う場合、市町村長に相当する機関の発する証明書

4 施行期日

平成29年1月1日

5 手続について

(1) 組合員資格取得届書

- ① 県費支弁職員  
組合員資格取得届書のみ提出し、「【別紙】自身の個人番号」については添付の必要はありません
- ② 市町費支弁職員  
組合員資格取得届書に「【別紙】自身の個人番号」を添付のうえ提出してください。
- (2) 被扶養者認定申告書  
被扶養者認定申告書の「【別紙】被扶養者の個人番号」を添付のうえ提出してください。
- (3) 「特定記録郵便」扱いの返信用封筒について  
同封しています返信用封筒は「特定記録郵便」扱いとなっています。「【別紙】自身の個人番号」及び「【別紙】被扶養者の個人番号」を添付の届書を提出する際に使用してください。  
この封筒を利用される場合、最寄りの郵便局で特定記録郵便の手続きを行っていただくと、送付したことの記録が差出人の手元に残ります。その際の郵便料金は受取人（当支部）が負担するため、切手等は必要ありません。  
なお、郵便局で特定記録郵便の手続きをされずにポストに投函した場合は、差出人の手元に送付したことの記録は残らず、当支部に届くこととなります。

公立学校共済組合香川支部 共済グループ 奥村・宮本 TEL 087-832-3792 総務・健康福利グループ 武田 TEL 087-832-3791
--